

2021年度 研究助成募集要綱

一般財団法人医食同源生薬研究財団

1 趣旨

一般財団法人医食同源生薬研究財団（以下「本財団」という。）は、健康に良い、疾患を予防するということが経験的にわかっているものの、その医学的根拠の脆弱性から広い世の中に埋もれてしまっている農水産物由来の食品について、その効果・効能について医学的根拠となる実証的研究を実施・支援することを事業の目的としている。この実証的研究を実施・支援するために必要な以下のテーマについて研究助成を行う。

2 助成対象テーマ

生活習慣病の予防、腸内環境、免疫賦活、妊孕率の改善、小児期の成長・発達・成熟など農水産物由来の食品と健康に関する研究

3 助成対象者

大学、企業、団体、医療機関に所属する研究者及びこれに準ずる者とする。

4 助成金

研究1件につき、原則として、300万円以内とする。

関連する研究で他の機関の助成を受けている場合、あるいは予定されている場合は、機関名、研究内容、助成額について明記すること。

助成金の管理費、事務手数料については助成金の使途に含まないこととする。

5 申請件数

1人につき、1件とする。

6 研究期間

原則として、採用の決定の日から2年以内とする。

ただし、審査の結果、この期日以降に研究を継続することが必要と認められるものについては、この限りではない。

7 申請手続

申請者は、所定の申請書（別記様式）に必要事項を記入のうえ、令和4年3月31日（木）までに、電子メールで本財団事務局まで提出すること。

8 審査決定及び通知

- (1) 申請書の提出があったものより随時選考委員会による審査（書面および面談）のうえ採否を決定する。
- (2) 審査の結果は、採択決定後2週間以内に応募者に通知する。

9 成果に関する報告及び発表等

- (1) 研究終了後3カ月以内に、本財団所定の成果報告書を提出すること。
 - ・助成研究成果報告書
 - ・収支報告書
 - ・発表論文リスト
- (2) 研究の成果は、助成対象者に帰属する。ただし、本財団は、助成対象者の承諾を得て、その成果を利用できる。
- (3) 助成対象者は、研究の成果を刊行し、又は学会誌等に掲載する場合には、本財団の助成を受けた旨を明記する。
- (4) 助成対象者は、研究の成果に関して特許等の出願をし、公開公報に掲載された時は同公報の、また特許権を得たときは、特許公報等の写しを添付して、その旨を、本財団に届け出ること。
- (5) 研究の成果提出後に、公開による研究成果発表会にて研究成果を発表しなければならない。
- (6) 助成対象者が、助成研究を中止した場合、または当財団から交付された助成金に余剰が出た場合は、助成金の一部または全部を返還しなければならない。
- (7) 収支報告書において、当財団から交付された助成金の使途が申請書に記載のものと相違している場合は、当財団にその事由を説明し、当財団がその事由について承認しない場合は、助成金の一部または全部を返還しなければならない。ただし、各費目間の流用は許容する。

10 問い合わせ先

一般財団法人医食同源生薬研究財団 事務局

E-mail : office@isyokudogen-fnd.jp

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-10-13

TEL 03-4334-8868